

帝国のなかのニューファンランド

——漁業と植民——

和 田 光 弘

はじめに

一四九七年、J・カボットによって発見され、一五八三年、H・ギルバートによって英領の宣言がなされた「イギリス最初の植民地」、それが「新しく発見された島」、ニューファンランドである。今日でもなお、鱒の漁場として名高いこの島は、当時、春から秋にかけてのみ利用され、冬には漁業関係者が引き上げるといふ、季節性の漁業基地として機能していた。フランスとの領有権争いのなかで、正式に英領と認められたのは、一七一三年のユトレヒト条約によってであるが、それ以降も、他の北米植民地と異なり、定住植民地としての発展は、必ずしも順調なものではなかった。もちろん、厳しい自然環境のゆえでもあるが、その漁業基地としての性格づけと、定住植民地としての性格づけが、互いに

相矛盾するものであったことが最大の理由である。それゆえ、イギリス第一帝国のなかでは、きわめて特異な位置を占めていたといえよう。本稿では、この二重の性格づけに注目し、それぞれについて詳しく分析することによって、帝国内でのニューファンランドのユニークな姿を浮き彫りにしたい。時期的には、他の北米植民地との比較という意味で、一七世紀初頭から、アメリカ独立革命前夜までを対象とする。

彼の地、とりわけカナダにおける研究史を振り返ってみると、H・イニスなどのいわゆるローレンシアン学派によって、毛皮と並ぶステイブルとして注目されたニューファンランドの鱒漁業ではあったが、近年は、定住植民地としての視点からする研究も多くなされている。翻ってわが国における研究史は、管見の限り、皆無である。そこで本稿では、彼の地の最新の研究成果を援用す

るとともに、独自の数量的解析をおこない、また、史料として、『一八世紀庶民院議事録』所収のニューファンドランド関係の報告書（一七一八、六五、六六年など）を用いる。^③これは、通商拓植院によって各種関連資料からまとめられたものの、統計データも豊富に含んだ第一級の刊行史料である。これらをベースに、第一章で漁業基地としてのニューファンドランドについて、第二章で定住植民地としてのニューファンドランドについて、見てもゆくとにした。

① ローレンシマン学派については、大原祐子「カナダ史像の変遷」(大原祐子・馬場伸也編『概説カナダ史』有斐閣、一九八四年)参照。初期のスタイルについては、たとえば、R・ホトニッチ著、加勢田博・他訳『カナダ経済史』(昭和堂、一九九一年)一〇二頁を参照。

② 概説では、ごく簡単に触れられている。たとえば、大原祐子「英領北アメリカ時代」(大原・馬場編、前掲書)など。

③ Lambert, S., ed., *House of Commons Seasonal Papers of the Eighteenth Century*, vol. 90, *George III, Newfoundland 1792-93* (Reprint, Wilmington, Delaware, 1975). 報告書の内容は、短く、一ページが収録されている。その題目「提出年月日」通り頁は以下通り。
④ “Copy of a Representation of the Lords Commissioners for Trade and Plantations to His Majesty, relating to the Newfoundland Trade and Fishery,” (12/19/1718), pp. 1-24; “Extract from a Representation of the Lords Commissioners for Trade and Plantations, to His Majesty, relating to the Newfoundland

Trade and Fishery,” (4/29/1765), pp. 25-32; “Extract from a Representation of the Lords Commissioners for Trade and Plantations to His Majesty, relating to the Newfoundland Trade and Fishery,” (3/27/1766), pp. 33-48; “Copy of the Report of the Lords of the Committee of Privy Council for Trade, on the Subject of the Newfoundland Fishery,” (3/17/1786), pp. 49-64; “Copy of a Representation of the Lords of the Committee of Privy Council for Trade and Foreign Plantations, on the Subject of establishing a Court of Civil Jurisdiction in the Island of Newfoundland,” (5/10/1790), pp. 65-110; “First Report from the Committee appointed to enquire into the State of the Trade to Newfoundland, and to report the same, as it shall appear to them, to the House; and who were impowered to report their Proceedings, from Time to Time, to the House,” (3/26/1793), pp. 111-172; “Second Report...,” (4/24/1793), pp. 173-238; “Third Report...,” (6/17/1793), pp. 239-470; “A State of the Newfoundland Fishery in the following Years; taken from the Returns of the Admirals who commanded on that Station,” (4/5/1792), p. 237; “An Account of the Shipping and Trade of Newfoundland, 1787-1791,” (4/5/1792), pp. 425, 426. なお、「史料」の掲載の順序は必ずしも通りではない。

Ⅰ 漁業・貿易の展開

漁業基地としてのニューファンドランドは、どのような姿を現すのか。本章では、漁業の実態、本国商人との関係、大西洋貿易

網のなかでの位置づけ、他の北米植民地との関係などについて、詳細に検討したい。

まず、当時のニューファンドランド漁業とは、いったいどのようなものであったのか。イギリス人漁師を中心として、当時広くおこなわれていたのは、「ドライ漁業 dry fishery」と呼ばれる操業方法であった。これはいわば、干鰯をつくるための沿岸漁業であり、氷に閉ざされない四・五月から、一〇月頃までのあいだを漁期としていた。ボートで一週間以内の漁に出て、やや小振りの鰯を浜辺に持ち帰り、「ステージ stage」と呼ばれる建物のなかで処理をして、塩漬けにする。ステージは、杭の上に建てられており、一部が海上に突き出している。魚に塩分がある程度浸透すると、余分な塩を洗い落として、今度は「フレック flake」に移され、そこで天日に干される。フレックとは、小枝などで編まれた一種の棚で、浜に設置された。フレックとステージのスペースを合わせて、「ルーム room」と呼ぶ。さて、数週間たつと、魚はいったん積み重ねられ、木の皮を被せられて「汗をかく」。この後、再びフレックで干され、干鰯が完成するのである。この方法は塩や輸送スペースの節約などの点で、技術的にも優れたものだった^④。

また、いまひとつの操業方法として、「ウェット漁業 wet

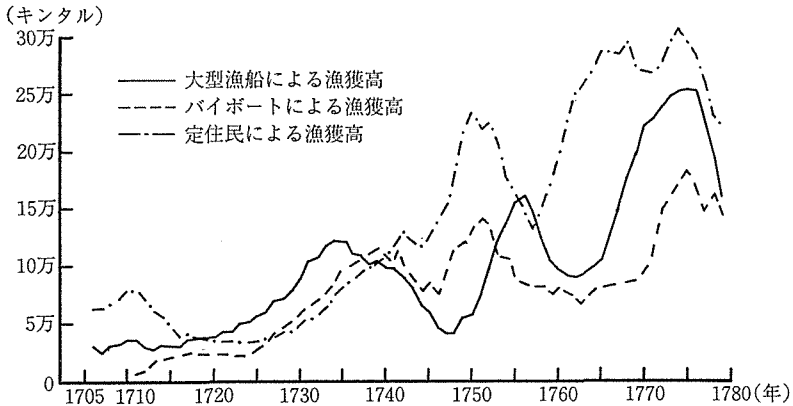
fishery」もしくは「グリーン漁業 green fishery」、「バンク漁業 bank fishery」などと呼ばれるものもあった。これは、もっぱらフランス人漁師によっておこなわれたバンクを中心とする漁法で、取った鰯を船のなかでさばいて直ちに大量の塩に漬け込むという、やや荒っぽい方法ながら、一年中操業可能な点が特色であった^⑤。一八世紀に入ると、英仏とも互いに相手の操業方法を取り入れるようになるが、基本的なコントラストは確認できる。むしろ本稿で、以下の論の中心となるのは、ドライ漁業のほうである。

さてそれでは、このドライ漁業は、実際にどのような種類の船、人々によっておこなわれていたのか。そもそも操業方法の説明からも了解されるように、ニューファンドランド漁業に関しては、非常に特殊な用語(方言)が多用されており——研究書もしばしば用語解説を付している——、断定が難しい部分もあるが、まずは三つのタイプの船が指摘できる。(1)大型漁船 fishing ship, fishing vessel, (2)運搬船 sac ship, sack ship, (3)ボート(二五トン以下)である^⑥。このうち、実際に大西洋を渡るのは大型漁船と運搬船で、ボートは大型漁船に積み込まれるか、ニューファンドランドのルームに置かれているか、である。また実際に漁をおこなうのは大型漁船とボートで、運搬船は魚をとらず、もっぱら干鰯を買い付けて持ち帰るのみである。漁業の主力はボートで、

これも三種類に大別できる。(1)大型漁船直属のボート、(2)バイボート *Bye-boat* (3)定住民のボート、である。^⑦バイボートとは、ニューファンドランド独特の用語で、これに乗り組む者をバイボーターン *byeboatman* と呼ぶ。バイボーターンは、親方 *boat master* とサーヴァント *servant* からなる。彼らは、春、大型漁船に乗ってニューファンドランドへやって来て、独自に操業をおこない、秋には本国へ帰る。つまり、親方といえども、大型漁船の所有者ではない。^⑧またサーヴァントは、年季を一年と推定している研究もあるが、長い場合、夏二期・冬一期、さらには夏三期・冬二期という場合もあったようである。^⑨一方で、「週サーヴァント *weekly servant*」もあり、これは一種の救貧対策としてニューファンドランドで一シーズンだけ「週を基準に」働き、年季明けには自分の教区に帰るというものである。^⑩とまれ、彼らバイボーターマンの漁獲量は、大型漁船と比しても決して引けを取らず(図1)、大型漁船が、彼らから魚を買い付けることもしばしばであった。これの特化した形態が、運搬船なのである。定住民については次章で詳しく述べるので、ここでは触れない。

ところで、バイボーターマンと並んで頻繁に史料に登場する奇妙な概念として、「乗客 *passenger*」がある。史料の説明には「大型漁船に乗り組んでいる者で、乗務員以外の者すべて」とか「毎

図1 ニューファンドランド漁業における漁獲高(5年間移動平均)



(註) キンタル：魚100~120匹。欠損値は、前後の平均をとって補間した。
(Davies, op. cit., pp. 387-390 より計算作成)

年、イギリスからニューファンドランドへやって来る人々で、ボートで操業する親方とサーヴァント。四分の三は水夫である」などとされている。したがって、かなりの部分がバイポートマンと重複すると推測できるが、史料の統計に両者別々に現われているところを見ると、おそらくバイポートマン以外の漁業労働者も含まれているものと考えられる。彼らは奉公人契約外の労働力なのか、バイポートの親方に雇われたり、定住民に雇われたりしている。^⑬

とまれ、「乗客」の運賃は、大型漁船にとっては重要な収入源でもあった。^⑭つまり大型漁船は、船長など乗務員と、バイポートマンを含む「乗客」、そしてボートを運んでいた、ということになる。「一六七七年まで続いた慣習で、乗客乗員五〇名、ボート一〇隻」^⑮などという例もあるが、積み込んだボートの平均は、五・二隻と推計されている。^⑯このような大型漁船は、船団を組んで大西洋を渡り、その出発時期は三月末頃までで、ニューファンドランドに到着するのは早ければ三週間、平均で約五週間かかり、主な航路は三種類で、(1)北方航路、(2)西航路、(3)西南西航路があった。^⑰(1)はもっぱら一六世紀に利用され、(2)は最短ではあるがリスクが大きく、一七・一八世紀には(3)が主に利用された。また、ニューファンドランド独特の慣習で、「最初に入港した漁船の船

長は、その港の漁船隊長 admiral となる」。漁船隊長は、操業場所などで、その年に限り、有利な位置を占めることができたのである。^⑱

さてしかしながら、以上見てきたようなニューファンドランド漁業は、当時としてはかなり大規模な事業でもあり、スポンサーなしには、およそ実現不可能な類のものであった。では、そのスポンサーとは誰であったのか。ここで、ニューファンドランドへ向かった漁船の出帆港の統計(表1)を見てみると、その大部分が、デヴォンシャー、ドーセットシャー、ハンブシャーといった、いわゆる「南西部地方 West Country」の港町で占められていることがわかる。実は、この地方の商人こそが、漁業に資金を提供し、

表1 ニューファンドランド行き船舶の総トン数(1769—74年の平均)

出帆港	総トン数	%
〈デヴォンシャー〉		
ダートマス	4,295	25.5
エクセター	3,411	20.3
ビディフォード	301	1.8
〈ドーセットシャー〉		
ブル	5,314	31.6
ウェーマス	383	2.3
〈ハンブシャー〉		
サウサンプトン	486	2.9
ロンドン	1,827	10.8
リヴァプール	601	3.6
その他	223	1.3
計	16,841	100.1

(HCSP (1793), p. 227 より計算作成)

関連の貿易を牛耳るスポンサーだったのである。彼らは大型漁船に対する出資はむろんのこと——それゆえ史料ではアドベンチャー (adventurer) とも呼ばれる——、バイボートマンの親方に対しても操業資金を融資し、その収穫を独占的に、しかも安く買い上げていた。また融資に対する利子をも要求し、親方は、一七世紀末で一シーズン約二六ポンドの収入を得ていたとはいえ、最終的な帳尻は赤字になることもあり、商人に対して隷属的な位置におかれていたのである。

彼ら南西部商人は、関連の貿易についても、絶大な影響力を揮っていた。まず、漁業操業上不可欠な塩については、本国では十分に産せず、高価でもあるため、ポルトガル等からの輸入に努め、出航する大型漁船に対してタイミングよく提供していた。それでもなお不足する場合は、漁船自らが南欧やフランスに寄港して塩を仕入れ、しかる後にニューファンドランドへ向かうこともあった。また、収獲物の販売市場についても商人の支配は及んでおり、これは表2から明らかとなる。漁を終え帰還する漁船は、必ずしも直接、本国の港へ入ったわけではなく、その半数以上が南欧 (スペイン、ポルトガル、イタリア) を経由している。これら南欧諸国こそ、ニューファンドランド産干鱈や鱈肝油 (燈油として用いる) 最大の顧客だったのである。そしてこの地で荷を捌いた

表2 ニューファンドランドからの
帰路のパターン (%)

	1675年 (N=48)	1698年 (N=242)	1778年 (N=98)
直接イギリスへ	37.5	24.8	35.7
南欧*を經由	50.0	62.0	64.3
その他を經由	12.5	13.2	—
計	100.0	100.0	100.0

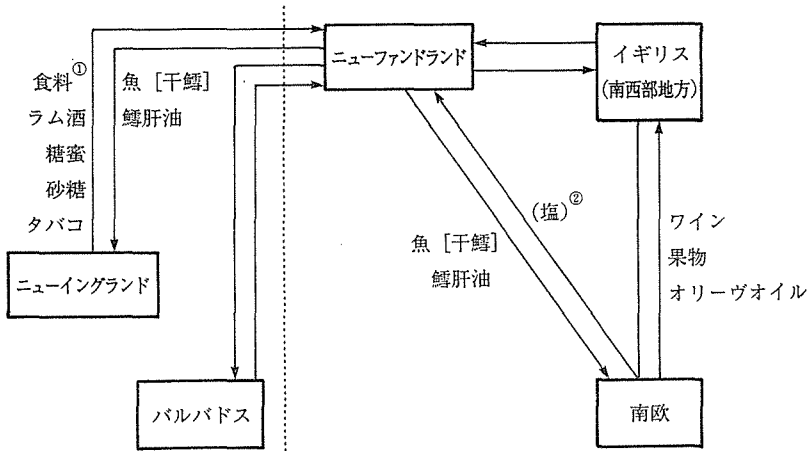
* : スペイン, ポルトガル, イタリア
(Davies, *op. cit.*, p. 278; Steele, *op. cit.*, p. 84
より計算作成)

委託をおこなう場合もあった。この南欧市場は、当時の国際関係上、必ずしもイギリス商人に対して好意的とはいえなかったが、フランスと競合することなく荷を捌けるといふ点からしても、非常に貴重な存在であった。

これらの漁業・貿易構造を図解したが、図2である。三点を核に、漁業と貿易が一体となった構造、典型的な三角貿易である。具体的な船の動きが今後さらに詳しく研究されれば、いわゆる「シャトル貿易」の比重が高まる可能性がある、との指摘もなされているが、少なくとも貿易網としての構造は、十分に確認でき

船は、南欧産のワインや果物 (オレンジ、レモン、レーズン)、オリーブオイルなどを積み込み、本国へと向かう。ただしその総額は、通常、干鱈等の売却代金よりも小さく、商人は、確実に利潤を得られるしくみとなっていた。また、南欧各港に現地代理人をおき、取引の

図2 ニューファンドランド漁業・貿易の構造



(註) ① 牛肉, 豚肉, 小麦粉, パンなど
 ② 平時には, フランスのサン・マルティン島などに寄るケースも多い
 (Steele, *op. cit.*, p. 81; McCusker & Menard, *op. cit.*, pp. 113, 114;
 Davies, *op. cit.*, pp. 236-238, 272-276, 345, 346 より作成)

る。そしてこの貿易網こそ、当時のイギリス南西部地方の経済を支えた大動脈であった。漁業基地としてのニューファンドランドは、重商主義体制に組み込まれることによって帝国の一部として機能し、本国経済の一端を担ったのである。

しかし、このニューファンドランド漁業にも、ひとつの重大な隘路があった。史料にもしばしば登場する食料問題である。いわく、「バイボート漁業は……サーヴァントなしではおこない得ない。しかしこの国（イギリス）から人々を彼の地（ニューファンドランド）へ向かうよう奨励するのは、無駄である。……彼の地へ到着後、飢える危険が大いにあるからである」。とりわけ、一八世紀に入って、定住民がある程度の数に達すると、これに対する食料確保の問題も生じてきた^③。もちろん、南西部商人による食料・製品の供給は、当初からなされていたのだが、これのみでは必ずしも十分とはいえず、特に輸送距離・コストの点で決定的に不利な状況にあった。ここに登場してくるのが、ニューイングランド商人である。彼らは地の利を生かし、その「積極的商業主義」でニューファンドランド貿易に参入、一八世紀には、「南西部商人に対抗して、ニューファンドランドへの食料供給をほとんど独占するに至るのである。食料品以外でも、寒冷な気候ゆえにほとんど必需品となったラム酒などの嗜好品も、重要な取扱商品であ

った。^①ラム酒の重要性は、ニューファンドランドが、西インド諸島、とりわけバルバドスと直接貿易をおこなっていたことから、バルバドスだけであったことから、推察されよう。^②とまれ、図2にあるように、ニューイングランドとの結びつきは、ニューファンドランドにとって、三角貿易と並ぶいまひとつの、帝国内における重要な関係であった。ニューイングランド商人は、食料品・嗜好品を輸出して干鱈・鱈肝油を輸入し、場合によってはそれをさらに輸送船に転売して利益を上げ、一方、ニューファンドランドには代理人を送り込んで「ストア」を開設、ラム酒・タバコ・砂糖などの小売りを通じて、経済の末端まで浸透した。^③さらには代理人が、ニューイングランドでの働き口を紹介するといつかたちで、船員・漁師の引抜きをおこなう、イン・フォーすら輸入の対象として、大方の聲塵をかっただのである。^④史料によれば、「以前、ニューファンドランド漁業は、優れた船員を育てる場であったが……ニューイングランドからやって来る商人たちは、毎年……多くの最も優秀なイギリス人漁師を連れ出し、この悪習が広まり……」^⑤とされている。このように、この両者の関係は、相互依存というよりも、ニューファンドランドが「大ニューイングランド Greater New England」の一部として、ニューイングランド経済に取り込まれるという、偏った関係だったのである。そ

れは、ニューファンドランドの性格規定そのものに根ざしたものであった。つまり、南西部商人が、もっぱら漁業基地としてのニューファンドランドに重要性を見いだしていたのに対し、ニューイングランド商人は、むしろ植民地・定住地としてのそれに、重要性を見いだしたのである。このような両商人の認識のコントラストは、ニューファンドランドが、帝国のなかで有した両義的な、時には相矛盾する性格、季節性の漁業基地／定住植民地という二重の機能の反映なのである。次章では、この植民地としてのニューファンドランドの展開について、見てゆくことにしよう。

① Innis, H. A., ed., *Select Documents in Canadian Economic History 1497-1783* (Toronto, 1929, Reprint, Philadelphia, 1977), pp. 1-8, 151, 153, 154; Steele, I. K., *The English Atlantic 1675-1740: An Exploration of Communication and Community* (New York, 1986), pp. 82, 83 など。

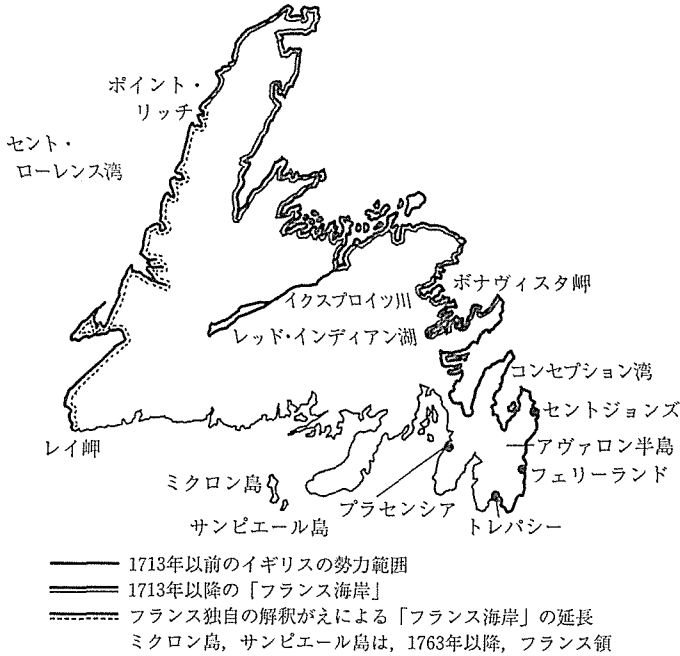
② Davies, G. J., "England and Newfoundland: Policy and Trade, 1660-1783" (Ph. D. diss., University of Southampton, 1980), pp. xxii-xxiv など。

③ Innis, ed., *op. cit.*, pp. 6, 7.

④ *Ibid.*, pp. 7, 8, 71; Steele, *op. cit.*, p. 83; Davies, *op. cit.*, p. xxii-xxiv. green fishery の名は、揶揄げに適った green cod 由来する。なお、現在のゴウムのタラマン・マンタは、一八世紀には "Great Bank of Newfoundland" と呼ばれていた (Oldmixon, J., *The British Empire in America*, vol. 1 (London, 1741, Reprint,

- New York, 1969) 巻頭地図)。
- ⑤ Steele, *op. cit.*, p. 83. ノートン入のユナイテッド・インス, *ed.*, *op. cit.*, pp. 17-47 以下参照。
- ⑥ 史料中の資料は HCSP (1793), p. 438^a の他 Davies, *op. cit.*, pp. xxii, xxiii, 250 以下。
- ⑦ 史料中の資料は HCSP (1792), p. 426.
- ⑧ HCSP (1792), p. 237; Mannion, J. J., ed., *The Peopling of Newfoundland: Essays in Historical Geography* (St. John's, Newfoundland, 1977), p. 279.
- ⑨ HCSP (1793), p. 250.
- ⑩ Wells, R. V., *The Population of the British Colonies in America before 1770: A Survey of Census Data* (Princeton, 1975), pp. 49, 50.
- ⑪ Handcock, W. G., "English Migration to Newfoundland," in Mannion, ed., *op. cit.*, p. 20.
- ⑫ Davies, *op. cit.*, p. 260.
- ⑬ HCSP (1793), p. 438.
- ⑭ *Ibid.*, p. 112.
- ⑮ HCSP (1792), p. 237.
- ⑯ Davies, *op. cit.*, pp. xxiii, 285, 331.
- ⑰ *Ibid.*, p. 259.
- ⑱ HCSP (1718), p. 17.
- ⑲ Davies, *op. cit.*, p. 256.
- ⑳ Steele, *op. cit.*, pp. 78-82.
- ㉑ HCSP (1718), pp. 12, 13; Whiteley, W. H., "Governor Hugh Palliser and the Newfoundland and Labrador Fishery, 1764-1768," *Canadian Historical Review*, 50 (1969), p. 141.
- ㉒ HCSP (1718), pp. 12-14 以下。
- ㉓ Davies, *op. cit.*, pp. 261-264.
- ㉔ *Ibid.*, pp. 233-240; Steele, *op. cit.*, p. 81. 塩は「第二次航海法(市場法)の規定により、本国の税関を経ることなく輸入できた。」
- ㉕ Davies, *op. cit.*, pp. 315-328. 南欧市場にこぼれ、川北稔『工業化の歴史的前提——帝国とノンランドン——』(岩波書店一九八三年)第八章参照。
- ㉖ Davies, *op. cit.*, p. 276.
- ㉗ HCSP (1793), p. 253.
- ㉘ HCSP (1766), pp. 36, 37 以下。
- ㉙ McCusker, J. J. & Menard, R. R., *The Economy of British America, 1607-1789* (Chapel Hill, 1985), p. 114; Davies, *op. cit.*, pp. 345-350 以下。下表は原典を引用し、ワトソンとマンニオンによる補注を添えている。
- ㉚ *Ibid.*, pp. 336-340.
- ㉛ Steele, *op. cit.*, pp. 84, 85. 'インディアン・ワトソンとマンニオンは、インディアンを "bill pay" とし、彼らと "fish pay" の二種類を区別した。1715年6月、£133.33 fish pay = £100 sterling (McCusker, J. J., *Money and Exchange in Europe and America, 1600-1775: A Handbook* (Chapel Hill, 1978), pp. 230-231)。
- ㉜ Davies, *op. cit.*, pp. 43, 87, 88.
- ㉝ HCSP (1718), p. 11.
- ㉞ McCusker & Menard, *op. cit.*, pp. 113-116.

図3 ニューファンドランド島



(Harris, C., "France in North America," in Mitchell, R. D. & Groves, P. A., eds., *North America: The Historical Geography of a Changing Continent* (Totowa, NJ, 1987), p. 87; McIlwraith, T. F., "British North America, 1763-1867," in *ibid.*, pp. 228-229; Whiteley, W. H., "James Cook and British Policy in the Newfoundland Fisheries, 1763-7," *Canadian Historical Review*, 54 (1973), pp. 246, 247, 250, 251; Davies, op. cit., pp. 67, 68, 74, 75 より作成)

二 植民地の形成と定住人口

定住植民地としてのニューファンドランドは、どのような展開

を示したのか。本章では、初期の植民計画、政府の対植民政策と南西部商人との関係、実際の定住・植民の状況、イギリス人以外の入植者や原住民、などについて検討したい。

ニューファンドランドにおけるイギリス人の漁業活動は、もっぱらアヴァロン半島に集中していたが(図3)、それはこの地に、初期の植民が試みられたことと無関係ではない。一七世紀初頭、南西部商人はニューファンドランド漁業・貿易に特化しはじめるが、それと並行して、ニューファンドランドへの植民活動が開始されるのである。その嚆矢は、一六〇〇年設立の「ニューファンドランド植民ロンドン・プリストル会社 London Bristol Company for the Plantation of Newfoundland」で、これは「南西部商人に対抗すべく、ロンドン、プリストルの商人が出資してコンセプション湾岸への植民をはかったものだが、食料自給のめどがたらず、十年余りて失敗した。」^②

一六一七年からは、ポルティモア卿 G・カルヴァートがニューファンドランドの土地購入に乗り出し、二一年、フェリーランドに植民を試みたが、内紛等もあって軌道に乗らず、結局、北米の南部、メリーランド植民地の建設に転ずることになる^③。その他、一六二二年、セントジョンズへの入植、三七年、S・カークによるフェリーランドの再植民など、いくつもの植民が試みられ、一六七五―七七年のセンサスでは、三〇カ所以上の入植地が記録されている。ただしそのうち、八カ所は一家族のみ、二四カ所は五家族以下という、きわめて心許ないもので、いずれも安定した植民とは言いがたい状況であった^④。唯一の例外は、今日の州都でもあるセントジョンズで、対仏防衛のため一六九七年に要塞が造られ、最大の人口を擁していた。しかし、概して一七世紀の入植は、きわめて限られたものであり、定住植民地というよりも、やはり、季節性の漁業基地の名こそふさわしい状態だったといえよう。

さてそれでは、このような状態に対し、本国政府はどのような政策で臨んだのであろうか。総督ですら一八〇七年以前は夏のみ滞在していたとはいえ、いくつかの特許状・法律が、ニューファンドランド漁業および植民全般にわたって規制を加えていた。そしてそこには圧力団体としての南西部商人の利害も、少なからず投影されていたのである。まず、一六三四年に出された特許状――

ふつう Western Charter と呼ばれる――が、南西部商人のニューファンドランドでの漁業権を確認し、その改訂版、一六六一年の特許状が、島への漁民の定着を阻止する条項を導入して、季節漁業と競合する恐れのある定住民による漁業の排除を定めたのである^⑦。これは当時の短期不況で、南西部商人が危機感を募らせていたためでもあった。二年後の六三年に出された法律でも、定住阻止の傾向が確認された。そして一六七五年の新しい特許状では、かなり強い反定住条項が追加されたのである。「第一〇条……漁業シーズンを終了後、漁師はこの地（ニューファンドランド）に残ってはならない」、「第一三条……全ての船員は一〇月末日以降、残ることを禁止する」。また、一六九九年に制定された法律、「ニューファンドランド貿易奨励法」、俗に言う「ニューファンドランド法」では、以後、一七七〇年代まで続く、ニューファンドランド政策の基礎が定められたが、ここでは、定住民の存在自体は認めながらも、その増加を抑制する方向で規制がなされている^⑩。さらに一七一八年、二八年の法律、そして一七七五年制定の「パリスール法 Palliser's Act」も、同様の規制を引き継ぐのである^⑪。

これら、いわゆる「反定住諸法 antisetlement acts」の解釈をめぐっては、研究者の間で意見の対立がある。ある研究者は、本国政府は、南西部商人の利害を背景として、明確な定住阻止の

政策を打ち出したが、当地での役人・行政機関の不備のためうまく機能せず、定住植民地化が進んだ、としている^⑭。しかしながら、本場にこれらの法律・特許状は、「反定住」と解釈すべきなのだろうか。そもそも、フランス人が、一六六二年、ブラセンシアへの入植を開始して以来、フランス勢力との対抗という防衛上の意味からして、イギリス政府が必ずしも本国人の入植を阻害したとは考えにくい。実際、一七世紀末から一八世紀初めにかけてフランスとの武力衝突が生じ、セントジョンズやフェリーランドが掠奪される事態も発生していたのである^⑮。また後述するように、ユトレヒト条約後も、決してフランスの脅威がなくなったわけではなかった。一方、南西部商人も、少なくとも一七世紀中は、必ずしも全面的に入植反対というわけではなかった。ルームやポートの管理・補修、海豹など海獣の捕獲といった、冬場に不可欠の仕事があったからである。もちろんそれは、季節漁業の補助としての仕事であって、その範囲を逸脱し、季節漁業と競合する定住民漁業の発展には、大いに危機感を抱いていた。

以上のような状況に鑑み、これら一連の法律・特許状は、次のように解釈するのが最も妥当であろう。すなわち、本国政府の立場からすれば、反定住政策に関する明確なヴィジョンはなく、それゆえ、必ずしも反定住ではなかった^⑯。つまり、島での土地の所

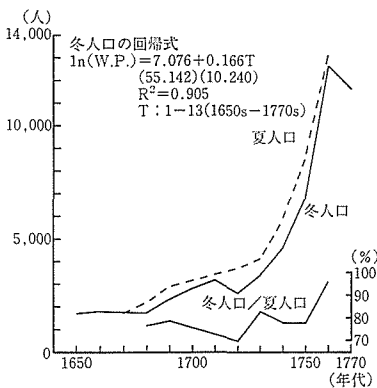
有が、少なくとも一七一〇年代以降、普及していったことからわかるように、(1)定住の拒否はしない、そして(2)定住阻止のための手段は行使しない、しかし(3)定住の促進はおこなわない、というのが、政府にとっての一連の法律の意味だったのである^⑰。それは、対仏防衛の必要性と季節漁業の保護という、二つの立場に立った一種の妥協策であり、一貫した実効ある反定住政策は、そこには見いだせないのである。また一方、南西部商人の立場からすれば、一七世紀、いまだ定住が小規模で、定住民漁業が未発達な段階では、むしろ彼らを利用し、冬場の仕事を任せることで、季節漁業のサイクルに組み込むことも可能であった。それゆえ、不況期や、大規模な入植を除けば、むしろ定住促進の立場だったのである^⑱。しかし、一八世紀に入り、入植地の拡大、定住民漁業の成長(図1)が始まると、季節漁業への脅威として、定住反対を声高に唱え始める^⑲。だが、彼らの圧力団体としての力は必ずしも大きくなく、政府の政策にその声が、十分反映されたとは言いがたい。そして一八世紀末、定住コミュニティが質・量ともにある程度充実し、定住民漁業も季節漁業を完全に凌ぐようになると(図1)、また逆の立場、すなわち、定住民への食料・物資の供給、定住民から魚を買い付けるなど、定住民相手に商売・取引をする方が、彼らを排除するよりも有利とみて、定住賛成へと鞍替えす

るのである。^⑨

さてそれでは、実際の定住はどのように進展したのであろうか。実は、ニューファンドランドの人口静態に関するデータは、他の北米植民地と比較しても、かなり豊富である。例の一連の法律や、総督が冬に帰国することもあって、ひんばんにセンサスが採られ、通商拓植院へ報告書が送られたからである。^⑩したがって、以下では可能なかぎり数量データを提示しつつ、状況を見通してみたい。まず、ニューファンドランドの人口成長であるが、これは、冬人口 winter population と夏人口 summer population とに分けて観察しなければならない。史料の定義によれば、冬人口とは、(1)戸主 master、(2)男性サーヴァント man servant (一五歳以上の子供も含む)、(3)婦人 mistress (戸主の妻および女性戸主)、(4)女性サーヴァント woman servant (3)以外の成人女性全てで、一五歳以上の戸主の子供も含む)、(5)子供(一五歳未満の男子女子)の合計であり、夏人口とは、この冬人口に、大型漁船・運搬船の乗務員と「乗客」を加えたものである。^⑪この両者の時系列を示したのが図4である。一八世紀に入ってから急激な成長が認められるが、それでは、この冬人口を定住人口と考えてよいのであろうか。ここで、定住人口、定住民の定義が問題となる。冬人口を定住人口と措定する場合、定住民には大きく分けて

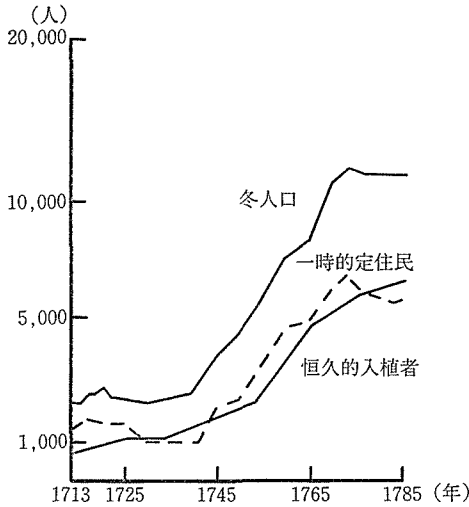
二種類を考えることができる。ひとつは、本来の意味での定住民、すなわち恒久的な入植者、移民であり、いまひとつは、一時的な定住民、残留者である。これはたとえば、(1)運賃不足で残留を余儀なくされた「乗客」、(2)二年以上の年季契約のサーヴァント、(3)二、三年のみ、漁業で稼ぐために島に滞在している者、などがあげられる。^⑫特に(1)は、史料にも「親方が、サーヴァントの給料の半分をラム酒で支払うため……彼らは帰りの運賃がなく、残留を余儀なくされる」とされ、それへの対応策として、親方に運賃の支払いを義務づけることが検討されている。^⑬とまれ、ここで問題となるのは、本来の意味での定住民⇨入植者であり、このみ winter

図4 ニューファンドランドにおける人口成長



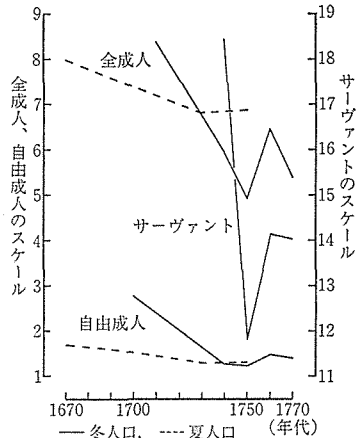
(Wells, *op. cit.*, p. 47; McCusker & Menard, *op. cit.*, p. 112; Davies, *op. cit.*, p. 330; HCSP (1792), p. 237 より計算作成)

図6 ニューファンドランドにおける冬人口の分解



(Handcock, op. cit., p. 21 より作成)

図5 性比(男性/女性)



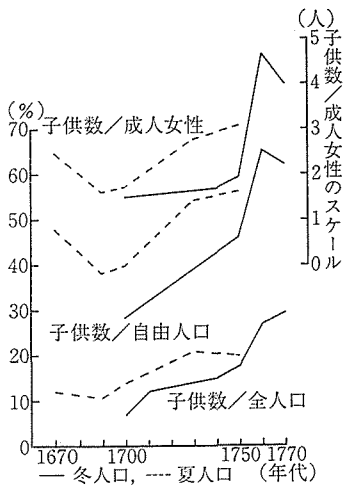
成人：15歳以上，自由成人：サーヴァントを除く

(Wells, op. cit., p. 52; HCSP (1792), p. 237 より計算作成)

口から抽出する方法として、ある研究者は $2 \times (\text{「 婦人 」} + \text{「 女性サーヴァント 」} + \text{「 子供 」})$ という式を考えている^②。つまり、性比(図5)が圧倒的に男性に偏っているため、安定した家族の形成^③ 恒久的な入植の鍵を握るのは、男性ではなく女性であり、その成人女性の数を二倍して夫婦数とし、それに子供数を加えたものである。この式に従って推計されたのが図6である。冬人口が見事に、恒久的な入植者と一時的な定住民に分離され、わかりやすくなっているが、全体的な増加傾向はほぼ同じである。

さて、ではこのような恒久的な入植者の増加は、いかなる理由によるものであろうか。ひとつには、前述したようなドライ漁業特有の冬場の仕事の必要性から、「乗客」・バイボートマンがしばしば島に残り、そのまま結婚して住みつく、というパターンが考えられる^④。「多くのバイボート所有者にとって、冬に島に残るのは今や慣習となっており、次の漁期に備えてステイジヤルムを保全するのである^⑤」。入植者の出自の研究によると、アイルランドをひとまず捨象するならば、セントジョンズへはデヴォンシャー南部から、コンセプション湾へはドーセットシャー、サマセットシャー、ハンブシャーから主に移民・入植している^⑥。このことから、入植と漁業が密接な関係にあることが了解されよう。また、冬人口の増加を「乗客」数の動きで説明する回帰式を計量

図7 各種人口に占める子供数の割合

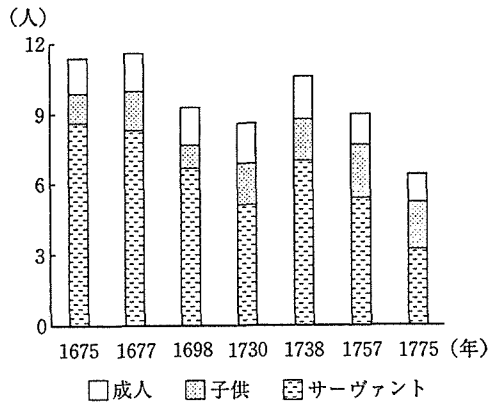


子供：15歳未満，自由人口：全人口—サーヴァント人口，成人女性：サーヴァントは含まない
(Wells, *op. cit.*, p. 50; HCSP (1792), p. 237 より計算作成)

してみると、約四割の説明力を持つこともわかるのである。^②
さて、かかる「社会増」説に対し、入植者の「自然増」という人口学的要因を強調する立場もある。史料には、「定住民の増加は、イギリスへ帰ろうとしない『乗客』が原因ではないのか……いや、そうではなく、定住民の自然増 natural increase が原因なのだ」という、問答形式のくだりがある。^③しかし、このような自然増が、はたして一七・一八世紀に機能し得たのか。数量的に調べてみることにしよう。まず、各種人口に占める子供数の割合をみてみると(図7)、いずれも上昇傾向にあることが確認できる。特に成人女性一人当りの子供数は、一八世紀半ば以降、二人を上回っている。しかし、統計に現われる「子供」概念について、疑

念を差し挟む研究者もいる。ここでの「子供」は、女性が産んだ自然増分ではなく、統計上の調整のため、多数の男性成人労働力を含んでおり、女性数との関連よりもむしろ、男性サーヴァントとの関連の方が強い、というのである。^④この主張を数量的に調べるため、(1)男性サーヴァントと子供、(2)婦人+女性サーヴァントと子供、の相関係数を算出してみると、(1)〇・七九九七、(2)〇・七二三、とどちらも高く、必ずしもはつきりと一方に断定はできない、という結果となった。^⑤しかし性比の時系列(図5)を見てみると、やはり、一八世紀半ば頃から改善の方向に向かっており、自然増による人口のバランス化の影響を見て取ることも可能であろう。
この図からはまた、性比に及ぼすサーヴァントのネガティブな影響も明瞭である。サーヴァントは圧倒的に男性であるため、彼らを除く自由成人のみではかなりバランスする数値も、全成人だとパフォーマンスは悪化する。実はこのサーヴァントこそ、ニューファンドランド人口成長の最大の不安定要因であった。^⑥たとえば一七五一年のデータで、夏から冬にかけての人口の減少のうち、八四%をサーヴァントが占めているのである。^⑦しかしこのサーヴァントも、冬人口の平均世帯規模・構成(図8)のなかで見ると、特に一八世紀に入ってから、減少の傾向が認められ、一七七五年は約三人で、一六七五年のおよそ三分の一となっている。

図8 ニューファンドランドの冬人口における平均世帯規模と構成



(Wells, *op. cit.*, p. 54 より作成)

これに伴い、世帯規模自体も縮小している。その一方で、世帯内での子供の数は、やはり一八世紀に入ってから逆に上昇している。つまり、一八世紀には、ある程度安定した人口成長の前提条件が出来上がりつつあったのである。さて、以上のデータを総合して見るならば、一八世紀、特に半ば以降、社会増に加えて自然増の影響が加わり、同世紀末以降の急激な人口成長の基礎づくりがなされた、ということができよう。一八世紀に入って増加しはじめた入植者が、同世紀の半ば以降、安定した人口再生産を開始した、

ということなのである。

かかる状況が、イギリス人によるニューファンドランド定住植民地化のプロセスであるが、ここで、この「イギリス人」の内容について、あらためて注目しなければならない。はたして彼らは一様な存在だったのだろうか。端的に言うならば、そのなかには多数の「アイルランド人」が含まれていたのである。彼らはカトリック教徒ということで、しばしば本国政府から敵視され、宗教上の規制や特別税の強要など、一種の「差別」がおこなわれた。一方彼らの一部も、忠誠の誓いを拒否したり、対仏戦争の際にはフランス軍へ参加するなどして、本国政府に対する反抗の姿勢を示したのである。彼らアイルランド人は、一七二〇年以前には、島にはほとんどいなかったが、以後、主としてアイルランド南西部から多く流入し始め、一七四六年のセントジョンズでは、成人男子のイングランド人国教徒二六三人に対し、アイルランド人カトリック教徒三一一人という報告や、一七六五年の史料で「定住民のうち四分の三以上がアイルランド人ローマカトリック教徒」との記述がでてくる。そして一八世紀末には、総人口の四八%を占めるにいたるのである。研究上、しばしば「イギリス人」の枠組みのなかに埋没しがちとはいえ、彼ら独自の行動様式の解明は、今後の課題であろう。「イギリス人」の内部構成にまで目を向け

ることによって、ニューファンランドに投影された本國とアイ
ルランドとの関係、いわば植民地に移植された本國—植民地関係
という入れ子構造が、浮かび上がってくるのである。

さて、「イギリス人」の入植状況について詳しく見てきたが、
この島に居を定めたのは、むろん、彼らのみではなかった。前述
したように、当時、イギリスと植民地争奪戦を繰り広げていたフ
ランスも、この地に植民し、漁業活動を積極的にこなしていた
のである。彼らは、漁港・貿易港・軍事拠点のブラセンシアを足
掛かりに、定住促進を励行し、南部の良港の開発や、塩の本國か
らの供給確保など、経済活動においても、イギリスに敢然と対峙
していた。^③しかし、アン女王戦争(スペイン継承戦争)で軍事的
敗北を喫し、一七二三年、ユトレヒト条約第一三条でニューファ
ンランドの領有権を放棄したため、植民活動に関しては、完全
に終止符を打たざるを得なくなった。^④だが同時に、「フランス海
岸 [French Shore]」での漁業権は堅持し(図3)、やがてこの条項
を独自に解釈がえして、フランス海岸の延長をすらおこない、一
七六三年のパリ条約でも、従来の漁業権を再確認したのである。
ブラセンシアは、大部分のフランス人が立ち退かされたのち、イ
ギリス人の漁業が奨励されたが、あまり活用されず、フランス海
岸も、必ずしもフランスの独占権を設定していたわけではなかつ

たにもかかわらず、イギリス人漁師の参入は少なく、文字どおり
「フランス」海岸となったのである。^⑤一方で、フランス人漁師は
環境に迅速に適應し、ニューイングランド商人との密貿易もおこ
ないつつ、かなりの漁獲量をあげていた(表3)。史料でも、対仏
漁業対策として英仏の比較がなされているが、イギリス人にとっ
て、ニューファンランドのフランス人漁業は、その実態以上に、
常に脅威に感ずる存在であり続けたのである。

さて最後に、いまひとつの重要な存在、原住民について見てみ
よう。^⑥ニューファンランドの原住民は、レッド・インディアン
とも呼ばれるベオタック族 Beothuks で、北米で最初にヨーロ
ッパ人と接触した部族である。接触直前の人口は、五百から二万

表3 ニューファンランドにおける
英仏の漁業
(1765, 1769—74年の平均)

	船舶数	総トン数	漁獲量 (キログラム)
イギリス	422	33,618	663,284
フランス	356	39,187	355,756

(HCSP (1766), p. 44, (1793), p. 230,
(1792), p. 237 より計算作成)

人まで様々な推計があるが、ほ
二千人というのが妥当な数値とさ
れている。この人口が、三段階の
プロセスを経て、消滅する。第一
段階は、一六世紀初頭から一六一
二年までで、初期の接触期である。
この時期、多少の交流も試みられ
たが、一六一二年の記録を最後に、
突如、海岸部から姿を消し、内陸

部へ移住してしまう。以後、一八世紀半ばまでが第二段階となる。イギリス人のもたらした病気が移住の一因とされているが、イクスプロイツ川(図3)沿いの内陸深く居を定め、外部との接触を完全に遮断するのである。しかし一八世紀の半ば以降、イギリス人入植者の増加とともに、その内陸部への侵入が開始され、以後、

一八二〇年代の絶滅までが、第三段階となる。植民地政府・総督の方針としては、可能な限り平和共存を希求したのであるが、イクスプロイツ川沿いに活動する現地の入植者は、原住民としてはしばしば衝突を繰り返した。両者は、夏には川での鮭漁で活動範囲が重なり、冬には毛皮猟が、原住民のカリブー狩りとぶつかるなど、利害の対立が生じるようになって、銃を持たない原住民は、次第に不利な状況に追い込まれていったのである。彼らの絶滅の原因について、当時、イギリス人側は、フランス人およびそれと組んだミクマック族 Micmacs を非難し、これが後に通説化するところにもなるのだが、そもそもミクマック族は、ニューファンドランドには定期的に渡ってきて、ヘオタック族と対立してはいたが、決して島に住みついていたわけではなく(後には若干、定住するが)、その拠点もヘオタック族の居住地域とは離れてゐる。また、フランス人は、特にユトレヒト条約以降、定住が厳禁されていたせいもあって、内陸部にまでは入ってきていない。つまり、ヘオ

タック族の絶滅は、イギリス人によるニューファンドランド開発の結果として生じたものなのであって、まさに、定住植民地化がもたらした最大の悲劇といえることができよう。帝国のなかのニューファンドランドは、光と影、その両面を併い持つ、定住植民地としての基礎を、築いていったのである。

- ① 初期の植民地についての史料としては、Oldmixon, *op. cit.*, pp. 1-27.
#27 Davies, *op. cit.*, pp. 1-3.
- ② Cell, G., "The Newfoundland Company: A Study of the Subscribers to a Colonizing Venture," *ITMQ*, 3rd ser., 22 (1965).
- ③ Davies, *op. cit.*, pp. 4, 5.
- ④ Handcock, *op. cit.*, pp. 16-18.
- ⑤ Oldmixon, *op. cit.*, pp. 13, 14; Davies, *op. cit.*, p. 60.
- ⑥ Melvraith, *op. cit.*, p. 227.
- ⑦ HCSP (1718), p. 3; Davies, *op. cit.*, p. 6.
- ⑧ *Ibid.*, pp. 6-8.
- ⑨ HCSP (1718), pp. 8, 9.
- ⑩ *Ibid.*, pp. 12, 13; Davies, *op. cit.*, p. xii.
- ⑪ *Ibid.*
- ⑫ K. Matthews の主観 (*ibid.*, p. xi)。
- ⑬ *Ibid.*, pp. xiv, xv; Oldmixon, *op. cit.*, pp. 22-26.
- ⑭ Handcock, *op. cit.*, p. 18; Davies, *op. cit.*, pp. 41, 42
- ⑮ *Ibid.*, pp. xii-xiv.
- ⑯ *Ibid.*, p. 331.
- ⑰ Handcock, *op. cit.*, p. 18; Davies, *op. cit.*, p. 333.
- ⑱ *Ibid.*, pp. 333, 334.

- ① Hancock, op. cit., p. 18.
- ② Wells, *op. cit.*, p. 45. マンハッタン内政史『*Ibid.*, pp. 9, 10.
- ③ HCSP (1792), pp. 237, 426. Hancock, op. cit., p. 19. 参照。
- ④ *Ibid.*, p. 20; Davies, op. cit., p. 332.
- ⑤ HCSP (1766), p. 41.
- ⑥ Hancock, op. cit., pp. 19, 20.
- ⑦ Davies, op. cit., p. 329; Innis, ed., *op. cit.*, pp. 7, 8; Easterbrook, W. T., *North American Patterns of Growth and Development: The Continental Context* (Toronto, 1989), p. 50. など。
- ⑧ HCSP (1718), p. 20.
- ⑨ Hancock, op. cit., pp. 24-45.
- ⑩ 期間は一七六四—一七四四年(「——」をきいて)。「乗客」のデータは HCSP (1792), p. 237 からとった。決定係数 〇・四一七、回帰係数 〇・七値は有意である。
- ⑪ HCSP (1793), p. 112.
- ⑫ Macpherson, A. G., "A Modal Sequence in the Peopling of Central Bonavista Bay, 1676-1857," in Mannion, ed., *op. cit.*, pp. 102-107.
- ⑬ 期間は一七四九—一五一年、一七六四—一七四四年。データは HCSP (1792), p. 237.
- ⑭ Macpherson, op. cit., p. 104.
- ⑮ 夏人口六、二三三人中、サーヴァント四、〇三三人、冬人口四、五八八人中、サーヴァント二、六四九人(データは HCSP (1792), p. 237; Wells, *op. cit.*, pp. 47, 50)。
- ⑯ Davies, op. cit., pp. 340-345.
- ⑰ *Ibid.*, p. xix; Hancock, op. cit., pp. 29, 30, 32, 33, 45.
- ⑱ Davies, op. cit., p. 342.

- ⑲ HCSP (1766), p. 43.
 - ⑳ Hancock, op. cit., p. 33.
 - ㉑ Oldmixon, *op. cit.*, pp. 12-15; Davies, op. cit., pp. 52-61.
 - ㉒ *Ibid.*, pp. 62-71.
 - ㉓ *Ibid.*, pp. 74-80; Whiteley, "James Cook and British Policy," p. 254. など。
 - ㉔ HCSP (1766), pp. 43, 44.
 - ㉕ Upton, L. F. S., "The Extirpation of the Beothucks of Newfoundland," *Canadian Historical Review*, 58 (1977) 248. など。Oldmixon, *op. cit.*, pp. 21, 22 に「原住民についての記述がある」。
- 【付記】 デイヴィスの博士論文などはしばしば言及されてくる。Head, C. G., *Eighteenth Century Newfoundland: A Geographer's Perspective* (Toronto, 1976) を「本稿脱稿後」入手した。いくつかの重要なデータを含んでいるが、むしろ本稿との整合性を否定するものではなく、むしろ強力な証左となる。

おわりに

一七・一八世紀、イギリス人にとつてのニューファンドランドは、帝国のなかにおいて機能し、常に帝国とともにあった。あたかも、この島原産の水中作業犬、ニューファンドランド犬のごとく、本国を「主人」として。しかしながら、季節漁業と植民という、この島の持つ二重の機能は、とりわけ一八世紀半ばから、そのバランスを徐々に変化させ、やがて後者が前者を圧倒してゆく。

もちろん、従来どおり、本国の季節漁業には貢献しつつも、一八世紀末以降、ニューファンドランドは定住植民地として着実な発展を遂げ、帝国のなかで、新たな位置づけを獲得してゆくのである。一八五五年には自治植民地へと移行し、一世紀後、一九四九

年には、住民投票によって、新しい枠組みたるカナダへ、同等な連邦メンバー・第十番目の州として、加入することになるのである。

(追手門学院大学文学部講師

)